

新 監 査 第 28 号  
令和 4 年 4 月 13 日

請求人 様

新潟市監査委員	古 俣 誉 浩
同	伊 藤 秀 夫
同	五十嵐 完 二
同	串 田 修 平

### 新潟市職員措置請求の審査結果について（通知）

令和 4 年 2 月 24 日付けで提出のありました標記の請求については、地方自治法（以下「自治法」という。）第 242 条に規定する住民監査請求の要件を満たしておらず、却下することと決定しましたので通知します。

### 記

#### 第 1 請求の内容

##### 1 請求の提出日

令和 4 年 2 月 24 日

##### 2 請求の要旨

措置請求書に記載されている事項及びこれに添付された事実を証明する書面から、請求の要旨を次のように理解しました。

##### （1）主張事実

令和 4 年 1 月 24 日に、介護保険課は「介護保険料納入済額のお知らせ（以下「本件文書」という。）」を発送したが、特別徴収分合計欄に記載の額が誤っていたため、令和 4 年 2 月 9 日に再発送した。その要因は、令和 3 年 2 月から 12 月までに年金天引きされた金額を記載すべきところ、令和 2 年 12 月から令和 3 年 10 月までの年金天引き額の合計を記載したことによるものである。

介護保険課は、その原因を、委託業者がデータを抽出する際に、集計期間を誤

って設定したためとし、市と委託業者相互に内容を十分に精査できるよう、今後委託業者と調整するとしている。

介護保険課長及び課長補佐は、本件文書を発送する前に記載額等のチェックをしなければならなかったが、業者任せにしてこれを怠り、約 22 万枚の圧着はがきを印刷・作成し、郵送した。これにより、数千万円の経費を新潟市が新たに支払わなければならなくなった。介護保険課は、このことを令和 4 年 1 月 25 日に受け取った市民からの問い合わせで初めて気づいた。また、介護保険課は昨年も同様の誤りをした。

## (2) 措置請求

新潟市が被った損害の補填を請求するよう求める。

## 第 2 監査委員の判断

本件請求について審査した結果、次のように判断しました。

### 1 住民監査請求の対象について

住民監査請求は、自治法第 242 条第 1 項において、「普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある……と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる」と定められているものである。このように、住民監査請求の対象は、普通地方公共団体の長又は職員等による違法若しくは不当な公金の支出その他の財務会計上の行為又は怠る事実に限定されている。

そこで、個別の住民監査請求が適法な請求として審理の対象とされるためには、請求の趣旨として、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担があると認められること、又は違法若しくは不当な怠る事実があると認められることのいずれかが主張されている必要がある。

しかるに、本件請求書には、請求の要旨として、「介護保険課長及び課長補佐はお知らせ（本件文書）を発送する前に、記載額等のチェックをしなければならないのにこれを怠り、業者任せにし、約 22 万枚の圧着はがきを印刷作成し、郵送した。これにより、数千万円の経費を新潟市が新たに支払わなければならなくなった」旨

が記載されている。また、事実を証する書面として、請求人宛に送付された、本件文書の訂正版として再発送された文書の写しと、介護保険課が本件についてホームページで公表している報道発表資料等が添付されている。これらを総合すると、請求人は、本件文書の訂正版として、改めて文書を発送したことに伴う印刷費及び郵送費の支出命令等、財務会計上の行為そのものが何らかの規程に違反したものであるとは一切主張しておらず、専らその原因行為である、介護保険課が記載額を誤ったまま本件文書を発送したことの違法又は不当を主張しているものと解するほかない。

住民監査請求の監査結果を不服として行われた住民訴訟の対象について、かかる住民訴訟の根拠条文である自治法第 242 条の 2 第 1 項第 4 号に関し、平成 4 年 12 月 15 日最高裁判決において、「損害賠償責任を問うことができるのは、たといこれに先行する原因行為に違法事由が存する場合であっても、右原因行為を前提としてされた当該職員の行為自体が財務会計法規上の義務に違反する違法なものであるときに限られると解するのが相当である。」と判示していることから、住民監査請求の要件もかかる解釈に従って検討されるべきものと解される。

そこで、たとえ請求人が主張するように、介護保険課が記載額を誤ったまま本件文書を発送したという行為自体が違法又は不当であったとしても、そのことは、改めて本件文書の内容を訂正する文書を発送したことに伴う印刷費及び郵送費の支出命令等、財務会計上の行為そのものの違法又は不当を直ちに帰結するものではない（むしろ当該支出命令そのものは、反証がない限り、適法であると推定される）。したがって、介護保険課が記載額を誤ったまま本件文書を発送した行為自体の違法不当を主張するだけでは、本件文書の訂正文書の発送に係る財務会計上の行為の違法不当を問うものとはいえない。また、本件請求が違法不当な怠る事実を主張するものではないことは文面上明らかである。

以上のことから、本件請求は不適法な住民監査請求であるといわざるを得ない。

## 2 結論

よって、本件請求は自治法第 242 条第 1 項に定める住民監査請求の対象とされるべき要件を満たしているものとは認められない。